

消費税法の基礎

税理士法人レクラン

代表社員税理士 相良貴裕

本日の講義内容

- ▶ 1 消費税の概要～消費税とは？～
- ▶ 2 消費税の歴史
- ▶ 3 課税の対象、納税義務者
- ▶ 4 非課税取引・不課税取引
- ▶ 5 輸出及び輸出物品販売場での取引
- ▶ 6 軽減税率の導入など今後の消費税について
- ▶ 7 軽減税率のケーススタディ
- ▶ 8 まとめ

自己紹介

- ▶ 氏名・年齢： 相良 貴裕 （さがら たかひろ） 33歳 1児のパパ
- ▶ 出身：栃木県宇都宮市
- ▶ 学歴：平成19年経済学部経済学科卒、平成21年経済学研究科修了（関口ゼミ）
学部時代はRCC（フットサルサークル）に所属
専門学校は大原とTACとLECに通いながら、税理士を目指す
- ▶ 職歴：福岡で2年、東京で1年半、税理士法人の職員として勤務後、
平成24年5月税理士登録、同年8月より独立
平成27年5月に、地元・宇都宮に 税理士法人レクラン を設立

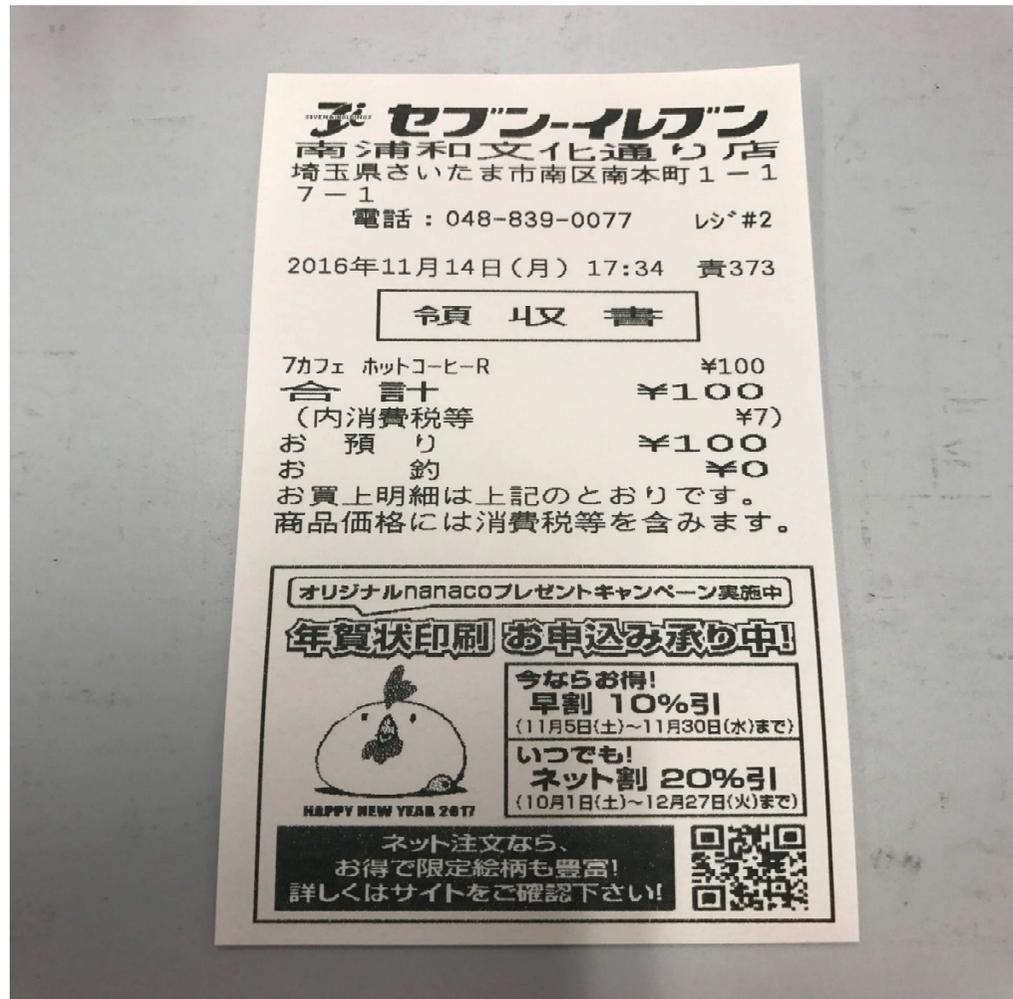
消費税の概要～消費税とは？～

Q1 “消費税”は8%ではない？

Q2 私たちは、消費税を払っている？ 預けている？

▶ 資料P1～参照

実際のレシートをしてみる



消費税の歴史

- ▶ 1989年 竹下登内閣によって導入 税率 3 %
 - ▶ (国税のみ)
- ▶ 1997年 橋本龍太郎内閣時に 3 %から 5 %へ引き上げ
 - ▶ (内訳 国税4%、地方税1%)
- ▶ 2014年 安倍晋三内閣にて 8 %への引き上げ
 - ▶ (内訳：国税6.3%、地方税1.7%)
- ▶ 2019年10月 10%への引き上げ及び**軽減税率**の導入予定
 - ▶ (内訳：国税7.8%、地方税2.2%)
 - ▶ (軽減税率の内訳：国税6.24%、地方税1.76%)
- ▶ 2023年10月 **インボイス方式**の導入予定

課税の対象、納税義務者

- ▶ 1 【課税の対象】 資料 P5 参照
= (ポイント) 4つの要件を全て満たす取引
- ▶ 2 【納税義務者】 資料P15～参照
= 上記要件を満たす取引を行った事業者 で 基準期間 の判定も満たす者

Q1 新規設立の会社・事業者は消費税の納税義務が免除される？なぜ？

非課税取引・不課税取引

Q1 **お給料**に消費税はかかりますか？

Q1-2 **プロ野球選手の年俸**には消費税がかかりますか？

Q2 **立教大学への入学金・授業料**は消費税がかかりますか？

Q2-2 **0原、Tックなどの専門学校の入学金・授業料**には消費税がかかりますか？

Q3 毎月の**家賃**を払っていますが、消費税はかかりますか？

Q3-2 **駐車場**を借りていますが、消費税はかかりますか？

Q4 ふるさと納税をして**お肉をもらいました**。消費税はかかっていますか？

▶ 資料P9～参照

輸出及び輸出物品販売場での取引

Q1 海外旅行に行く際、**空港の免税ショップ**で買い物をしたら消費税はかかりませんでした、なぜですか？

Q2 海外旅行のパックツアーを旅行代理店で申し込みました。

(内訳・税抜) 航空券10万円、海外のホテル5万円、代理店への仲介手数料2万円

これらに消費税はかかりますか？かかる場合はいくらかかりますか？

▶ 資料P12～参照

軽減税率導入など今後の消費税について

- ▶ 導入の背景 税率の10%への引き上げに伴う低所得者への配慮として。
- ▶ 導入時期 平成31年10月（さらにその2年後にはインボイス制度を導入）
- ▶ 軽減税率の適用対象
 - ・ 飲食料品（食品表示法に規定する食品で酒類を除く）
 - ・ 定期購読契約が締結された新聞
 - ・ 一定の一体商品（税抜き1万円以下、食品の占める割合が2/3以上）
- ▶ 問題とされる点 経理事務手間の増大、ミスの増加など

軽減税率の対象となる飲食料品

軽減税率の対象となる飲食料品のイメージ



※色のついた部分が軽減税率対象品目 (イメージ) です。

「外食」にあたらぬ事例
＝軽減税率を適用

・牛丼屋・ハンバーガー店の
「テイクアウト」

・コンビニの弁当・惣菜
(イートインコーナーがある場合
でも、持ち帰りとして販売される
ときは軽減税率を適用)

・屋台での軽食
(いすやテーブル等の飲食設備
がない場合)

・有料老人ホーム等での
飲食料品の提供、学校給食等

・そば屋の「出前」、ピザ屋の「宅配」



「外食」にあたる事例
＝標準税率を適用

・牛丼屋・ハンバーガー店での
「店内飲食」

・コンビニのイートインコーナーで
の飲食を前提に提供される飲食料品
(例：トレイに載せて座席まで運ば
れる、返却の必要がある食器に盛ら
れた食品)

・フードコートでの飲食

・ケータリング・出張料理等

・そば屋・ピザ屋での「店内飲食」

軽減税率のケーススタディ 1

Q1 畜産業である当社は食肉用の“牛”を販売していますが、この牛の販売は軽減税率の対象になりますか？

Q2 食用の生の“魚”を販売していますが、この魚の販売は軽減税率の対象になりますか？

Q3 ノンアルコールビールや甘酒（アルコール度数が一度未満のもの）の販売は軽減税率の対象になりますか？

Q4 食べ放題のいちご狩りの入園料（果樹園へ入園でき、収穫した果物を自由に食べられる料金）は軽減税率の対象となりますか？

軽減税率のケーススタディ 2

Q5 イートインスペースのあるコンビニでから揚げや弁当の販売を行い、かつ、自由にそのスペースを使わせている場合、この**弁当などの販売**は軽減税率の対象になりますか？

Q6 移動販売車で**ケバブを販売**していますが、公園のベンチ付近で販売し、買った人がその公園のベンチを使用して食事をしている場合、軽減税率の対象になりますか？

Q7 ホテルの客室に備え付けられた**冷蔵庫の飲料**を販売する場合、軽減税率の対象になりますか？

Q8 **学食での食事の提供**は、軽減税率の対象となりますか？

軽減税率のケーススタディ 3

Q9 お菓子と玩具が一体となっている、いわゆる「食玩」は軽減税率の対象になりますか？

Q10 定期購読の新聞は軽減税率の対象となるということですが、インターネットを通じて配信する**電子版の新聞の定期購読契約**は軽減税率の対象となりますか？



日経をiPadで

「朝刊」「夕刊」「プラスワン」のほぼすべての記事を、紙面イメージそのままに。

- ダウンロードしておけば、オフラインでも読める(1週間分保管可能)
- 記事の検索や保存も可能

申し込み月無料 詳しくはこちらから >

日本経済新聞 電子版

まとめ

- ▶ 「消費税のしくみ」
- ▶ 消費税を考えるにあたっては「課税」「非課税」「不課税」「免税」の4種区分を判断することが必要。
- ▶ 納税義務者は事業者、消費税の負担者は消費者。

- ▶ 「消費地課税主義（海外旅行時の消費税還付）」
- ▶ 海外に行くときに 輸出物品販売場 で購入するものは免税：消費地が海外
- ▶ 外国で購入した際に課された消費税は還付：消費地が日本

- ▶ 「これからの消費税」
- ▶ 平成31年10月に消費税率が10%へ引き上げられる予定
- ▶ 軽減税率は飲食料品、定期購読の新聞、一体商品、が対象
 - = 取引が複雑になり、レジや会計の混乱が想定されている。
 - = 再延期になる可能性も捨てきれない・・ **政治の状況を見守りましょう**

リアクションペーパーの記載

- ▶ 1 本日の講義で「理解したこと」を自分の言葉で記載してください。
- ▶ 2 本日の講義で「疑問に思ったこと」があれば記載してください。
- ▶ 3 本日の講義で「新しい発見」があった場合は、それを記載してください。